「成年後見制度」をご存じですか？

「成年後見制度」は認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい等によって判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守る制度です。

● このようなお悩みはありませんか？

● 成年後見人が次のような行為を支援します

財産の管理　資産や負債、収入や支出の内容を把握し、本人の生活状況に適した支出を行います

- 収入、支出の管理
- 銀行などの金融機関との取引
- 不動産などの財産の管理、処分
- 医療費、介護サービス費用の支払い

生活上の契約や手続きの代行　介護サービス利用や施設入所時など、法的な手続きを行い、本人の生活環境を整えます

- 契約の締結・解除（介護サービス契約、施設入所契約、賃貸借契約等）
- クーリングオフ（消費者被害など一定の期間に限り契約を解除できる権利）

【成年後見制度の利用にあたって】

申し立てできる人	手続き先	手続き費用	成年後見人等
本人、配偶者、四親等内の親族等	家庭裁判所	10,000円～100,000円程度	家庭裁判所が選任。親族または第3者（弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士等）

● にかほ市成年後見支援センターがお手伝いします

「成年後見制度」の利用を必要とする方やそのご家族、支援者からの相談に応じます。お気軽に成年後見支援センターまでご相談ください。

主な支援内容

- 成年後見制度の利用に関する相談
- 申立てを行う方への支援（書類の取得方法など）
- 申立て人がいない場合の申立て支援や申立て費用の捻出が困難な場合の費用助成

※成年後見制度には、判断能力があるうちに後見受任者を選任する「任意後見制度」もあります。